

郡山市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、必要な事項を次のとおり定める。

1 基準日

令和 8 年 4 月 1 日

2 実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

3 報告の対象となる事業者等

(1) 対象サービス

(ア) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(イ) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(ウ) 指定計画相談支援

(エ) 指定障害児通所支援（共生型障害児通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(オ) 指定障害児相談支援

(2) 対象事業者

障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項に規定する事業者とする。具体的には、(1)に係る指定障害福祉サービス等を提供する事業者のうち、次のいずれかに該当する事業所とする。

(ア) 障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び障害者総合支援法施行規則第 65 条の 9 の 6 並びに児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項及び児童福祉法施行規則第 36 条の 30 の 2 の規定により、災害その他市長に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、基準日より前において市長の指定を受け、指定障害福祉サービス等を提供している事業者

(イ) 基準日以降、市長の指定を受け、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

4 事業者ごとの報告の内容、方法等

(1) 報告の内容

事業者が報告する具体的内容は、以下のとおりとする。

(ア) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

別添 1 基本情報、別添 2 運用情報及び別添 3 経営情報

(イ) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

別添 1 基本情報

(2) 報告の方法

原則、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」(以下、「公表システム」という。)を通じ市長へ報告するものとする。なお、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可とする。

(3) 報告の開始

(ア) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

基本情報・運営情報：令和 8 年 5 月 1 日

経営情報：毎会計年度終了後

(イ) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

事業者指定を受けた日

(4) 報告の期限

(ア) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

基本情報・運営情報：令和 8 年 7 月 31 日

経営情報：毎会計年度終了後 3 か月以内

(イ) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

事業者指定を受けた日から 1 か月以内

5 障害福祉サービス等情報の公表時期

(1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

(4) (ア)の報告期限から 2 か月以内

(2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

(4) (イ)の報告期限から 1 か月以内

6 障害福祉サービス等情報の更新の取扱い

原則、報告は年 1 回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページ及びメールアドレスについて、修正又は変更のあったときは、その都度、事業者は市長に報告する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。